

(個人ローン用)

## 連帯保証人加入・脱退契約書

株式会社大分銀行と債務者および連帯保証人は、新連帯保証人の保証加入および脱退連帯保証人の保証脱退に関し、次のとおり約定します。

### 第1条

1. 新連帯保証人は、債務者の委託を受けて、債務者が貴行に差し入れた 年 月 日付 (以下、「原契約」という。)の連帯保証契約に基づき現在負担し、また将来負担する一切の債務について、原契約の各条項を承認の上、新たに連帯保証人となり、債務者および他の連帯保証人と連帯して保証債務の責めを負います。
2. 債務者および連帯保証人は、貴行に対し、債務者が連帯保証人に対して、民法第465条の10第1項所定の事項につき、真実・正確に情報提供および説明を行い、連帯保証人はその情報提供および説明を受けたことを確認します。
3. 債務者は、貴行および連帯保証人に対し、連帯保証人に提供した前項の情報提供および説明内容が真実・正確であることを表明・保証します。
4. 貴行が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、債務者および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。
4. の2 第1項の規定にかかわらず、債務者が連帯債務である場合には、貴行が連帯債務者または連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者および連帯保証人に対してもその効力が生じるものとします。
5. 連帯保証人から貴行に対して、民法458条の2所定の情報(主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額)の提供の請求があったときは、債務者は、貴行が当該情報を連帯保証人に提供することに同意するものとします。

(既往債務の表示)

ローン種類	
契約日	年 月 日
最終弁済期日	年 月 日
現在借入残高	円
保証会社	

**第2条** 脱退連帯保証人は、第1条の原契約に基づき現在負担している一切の債務について、保証の責めを免れ、債務関係から脱退します。

**第3条** 債務者および連帯保証人は、前各条の行為を承認します。

**第4条** 連帯保証人は、脱退連帯保証人の脱退にかかわらず、原契約の各条項を承認の上、引き続き債務者と連帯して保証債務の責めを負います。

**第5条** 債務者、連帯保証人および新連帯保証人は、本契約により原契約の各条項に変更がないことを承認します。

### 第6条(反社会的勢力の排除・期限の利益の喪失)

1. 債務者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 自己、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (3) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 債務者または保証人は自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を棄損し、または銀行の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 債務者または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、債務者との取引を継続することが不適切である場合には、債務者は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 前項の規定の適用により、債務者または保証人に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、債務者または保証人がその責任を負います。
5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

### 第7条(公正証書作成義務)

1. 債務者および連帯保証人は、銀行の請求があるときはただちにこの約定による債務について強制執行認諾文言のある公正証書を作成するために必要な手続きをします。
2. 連帯保証人は、民法の定める保証意思宣明公正証書の作成が必要な場合には保証契約を締結する前に、保証意思宣明公正証書を作成したことを表明ならびに保証します。
3. 連帯保証人は、民法の定める保証意思宣明公正証書の作成が不要な場合には借入日(契約日)において、以下の民法に定める者に該当することを表明ならびに保証します。この表明に虚偽や誤りがあり、もしくは不正確であった場合には、銀行が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償します。
  - (1) 債務者と共同して事業を行う者又はその事業に現に従事している債務者の配偶者

### 第8条(成年後見人の届け出)

債務者または連帯保証人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、借主の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を銀行の書面によって届け出るものとします。

### 第9条(費用の負担)

貴行が費用を立て替えて支払った場合には、債務者および連帯保証人は、その立替金につき、年14%の割合(年365日の日割計算)による損害金を支払います。

## 第10条（この契約の変更）

1. 本契約書の各条項は、以下の場合、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
  - （1）本契約の変更が債務者の一般の利益に適合する場合
  - （2）本契約の変更が債務者と銀行との間の契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的である場合
2. 前項による本契約書の内容変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 前二項による変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上